



柏市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 2 日

柏市監査委員	高	橋	秀	明
柏市監査委員	小	栗	一	徳

1 請求の受付

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）に係る柏市職員措置請求書（以下「請求書」という。）は令和7年5月7日に受け付けた。

2 請求の要旨

（請求書から原文のまま記載。なお、受付後に補正された内容を反映している。）

柏市職員措置請求書

柏市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

柏市選挙管理委員会は

令和6（2024）年9月5日、令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙に係る当選の効力について、争訟の結果、小川学の当選が無効となったことを発表しました。

不作為として、未だ柏市長は小川学の不当利得である「小川学に支給した議員報酬及び期末手当から源泉徴収税を控除した金員、同人の所属する会派に交付した政務活動費」及び「最終支給日から返還まで年3分の割合による金員」の支払いを小川学に対して求めています。

《当該不作為が、「違法」又は「不当」であること、及びその理由》

当選無効となった小川学に支給した議員報酬及び期末手当から源泉徴収税を控除した金員、同人の所属する会派に交付した政務活動費は不当利得に当たり、その返還を求めないことは財産の管理を怠る事実であるから。

なお、小川学が市会議員として行った行為をどう評価するかについては、令和4年（行ヒ）第317号不当利得返還請求事件令和5年12月12日第三小法廷判決を準用すべきと考える。

生じている損害

民主主義の根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害されたままであること。次回選挙でさらに巧妙な居住実態作りが予見されること。

請求人は不作為を改めて速やかに小川学に不当利得の返還をさせることを請求します。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

請求が選挙に関することであるため、議員選出監査委員が半

数含まれる監査委員は利益相反が懸念されるため。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和7年5月7日
柏市監査委員 殿

3 請求者（略）

3 請求の受理

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件に照らして審査した結果、本件請求は要件を具備しているものと判断し、令和7年5月19日にこれを受理した。

なお本件請求のうち、「民主主義の根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害されたままであること。次回選挙でさらに巧妙な居住実態作りが予見されること。」は法第242条第1項に規定する要件を具備していないと判断し、令和7年5月19日に却下した。

4 監査の実施

(1) 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、本件請求について、法第252条の43第1項の規定により監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めているが、本件請求の監査を行うに当たっては、特に外部の者による専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられるため、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められなかった。

(2) 監査を執行した監査委員

高 橋 秀 明
小 栗 一 徳

なお、村越誠監査委員及び塚本竜太郎監査委員は、法第19条の2の規定により除斥とした。

(3) 監査の対象事項

請求の要旨及び請求書に添えられた事実証明書から、監査の対象事項について検討を行った。

その結果、小川学氏（以下「本件元議員」という。）及び同人の所属する会派に支給及び交付した議員報酬、期末手当及び政務活動費（以下「議員報酬等」という。）が不当利得に当たり、それらの金員及びそれらに対する利息について返還を求めていることが財産の管理を怠る事実であるか否かを監査の対象事項とした。

(4) 監査対象部局

議会事務局庶務課

(5) 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

令和7年6月4日、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、陳述を聴取した。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(6) 監査対象部局及び関係部局に対する調査

令和7年5月20日に監査の執行を通知し、議員報酬等の支給等に関する関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、同月21日に柏市選挙管理委員会事務局に対し、本件元議員の当選の効力に関する争訟の経過に係る資料の提出を求め、調査を行った。

5 監査の結果

(1) 本件請求に係る事実の確認

監査対象部局等から提出を受けた関係資料の調査等に基づき確認した事実は次のとおりである。

ア 本件元議員の議員歴及び会派所属期間並びに当選の効力に関する争訟の経過について

年月日	内容
令和5年8月6日	柏市議会議員一般選挙

令和５年８月７日 ～令和５年８月２１日	選挙人による本件元議員の当選の効力に関する柏市選挙管理委員会への異議申出【公職選挙法第２０６条第１項】
令和５年９月１日	議員の任期開始
令和５年９月４日	会派結成
令和５年１０月１３日	柏市選挙管理委員会による決定（異議申出を棄却する。）
令和５年１０月３０日 ～令和５年１１月２日	柏市選挙管理委員会の決定に不服がある者による千葉県選挙管理委員会への審査申立て【公職選挙法第２０６条第２項】
令和６年３月５日	千葉県選挙管理委員会による裁決（棄却の決定を取り消す。当選を無効とする。）
令和６年４月１１日	本件元議員による東京高等裁判所への訴訟の提起【公職選挙法第２０７条第１項】
令和６年８月１３日	議員辞職
令和６年８月１４日	会派消滅
令和６年８月１５日	本件元議員による訴えの取下げ
令和６年８月２８日	柏市選挙管理委員会による告示「当選は、令和６年８月２１日に確定した争訟の結果、無効となった。」

本件元議員は令和５年８月６日執行の柏市議会議員一般選挙に当選後、同年９月１日から議員の職に就き、令和６年８月１３日に辞職願を議長に提出し、同日、法第１２６条の規定により議長の許可を得て議員を辞職した。

なお、法第１２８条の規定により、公職選挙法第２０６条第１項の規定による異議の申出、同法第２０６条第２項の規定による審査の申立て、又は同法第２０７条第１項の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間は、その職を失わないとされているところ、本件元議員は、判決が確定する前の令和６年８月１３日に議員辞職した。

また、令和５年９月４日に結成した所属議員２名の会派に、同日から議員辞職するまで所属した。そして当該会派は令和６年８月１４日に消滅した。

イ 議員報酬の支給状況について

柏市議会議員報酬等支給条例の規定に基づき、次のとおり議員報酬が支給されている。なお令和６年８月分は、議員であった８月１３日までの期間で日割計算をして支給されている。

支給日	支給内容	支給総額
令和５年　　９月２１日	令和５年　　９月分	５７７,０００円

令和 5 年 1 0 月 2 0 日	令和 5 年 1 0 月 分	577,000 円
令和 5 年 1 1 月 2 1 日	令和 5 年 1 1 月 分	577,000 円
令和 5 年 1 2 月 2 1 日	令和 5 年 1 2 月 分	577,000 円
令和 6 年 1 月 1 9 日	令和 6 年 1 月 分	577,000 円
令和 6 年 2 月 2 1 日	令和 6 年 2 月 分	577,000 円
令和 6 年 3 月 2 1 日	令和 6 年 3 月 分	577,000 円
令和 6 年 4 月 1 9 日	令和 6 年 4 月 分	585,300 円
令和 6 年 5 月 2 1 日	令和 6 年 5 月 分	585,300 円
令和 6 年 6 月 2 1 日	令和 6 年 6 月 分	585,300 円
令和 6 年 7 月 1 9 日	令和 6 年 7 月 分	585,300 円
令和 6 年 8 月 2 1 日	令和 6 年 8 月 分	245,448 円
合 計		6,625,648 円

（柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正により，令和 6 年 4 月 1 日から議員報酬月額が 577,000 円から 585,300 円に改められた。）

ウ 期末手当の支給状況について

柏市議会議員報酬等支給条例の規定に基づき，次のとおり期末手当が支給されている。

支給日	支給内容	支給総額
令和 5 年 1 2 月 8 日	1 2 月 期 (基準日：1 2 月 1 日)	913,968 円
令和 5 年 1 2 月 2 7 日	1 2 月 期 差 額 分 (柏市会議員報酬等支給 条例の一部改正に伴う差 額の支給)	41,544 円
令和 6 年 6 月 2 8 日	6 月 期 (基準日：6 月 1 日)	1,580,310 円
合 計		2,535,822 円

エ 政務活動費の交付状況について

柏市議会政務活動費交付条例の規定に基づき，次のとおり政務活動費が交付及び返還されている。

	交付日 又は返還日	交付額 又は返還額 (議員分)	交付額 又は返還額 (会派分 (2 名))	内容
令和 5 年 度 分	令和 5 年 9 月 2 0 日	50,000 円	—	上半期分の交付
	令和 5 年 1 0 月 2 0 日	420,000 円	120,000 円	下半期分の交付
	令和 6 年 5 月 2 1 日	▲ 414,088 円	▲ 120,000 円	残余金の返還
	小 計	55,912 円	0 円	—

令和6年度分	令和6年 4月22日	420,000円	120,000円	上半期分の交付
	令和6年 9月25日	▲70,000円	▲20,000円	変更決定に伴う 差額の返還
	令和6年 11月25日	▲211,734円	▲8,960円	残余金の返還
	小計	138,266円	91,040円	—
合計		194,178円	91,040円	—

(返還額は▲で表記している。)

(2) 請求人の陳述

請求人の陳述のうち、監査の対象事項に係る説明の要旨は次のとおりである。

ア 令和6年10月7日に [] から柏市長へ提出した本件元議員の不当利得返還に関する申入書について、6か月以上待っても応答はなかった。

イ 令和6年3月5日付けで、千葉県選挙管理委員会により、「当選人は、令和5年8月6日の時点で、引き続き3箇月以上、柏市内に住所を有していなかったことから、本件選挙における被選挙権を有していたと認めることはできない。」と結論付けた裁決書が出され、令和5年10月13日付けの柏市選挙管理委員会の決定書が全面的に覆った。

令和6年8月13日付けで辞職した本件元議員は、居住実態がなかったことで当選無効になったのだから、議員報酬、期末手当及び政務活動費については、不当利得であり、返還を求める。

被選挙権のない者が議員として活動していたとしても、その活動は正当に選挙された市議会議員による活動ではないため、その間に支払われた議員報酬等は不当利得である。

6 判断

監査の結果、本件請求については次のとおり判断した。

(1) 議員報酬の支給について

議員報酬は、法第203条第1項及び柏市議会議員報酬等支給条例の規定に基づき、議員の職に就いた日である令和5年9月1日から、その職を離れた日である令和6年8月13日まで、

同条例で定める額が支給されている。

(2) 期末手当の支給について

期末手当は、法第203条第3項及び柏市議会議員報酬等支給条例の規定に基づき、基準日（12月1日及び6月1日）に議員であることにより、同条例で定める額が支給されている。

(3) 政務活動費の交付及び返還について

政務活動費は、法第100条第14項及び柏市議会政務活動費交付条例の規定に基づき、議員及び会派に同条例で定めるとおり交付され、また同条例で定めるとおり残余金及び交付額変更に伴う差額が返還されている。

なお、請求人が請求の要旨等で述べている最高裁判所第三小法廷令和5年12月12日判決（令和4年（行ヒ）第317号不当利得返還請求事件）は、公職選挙法第251条により当選無効となった事案である。同条では、「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたとき」は当選無効とする旨が規定されている。請求人及び関係部局等から提出された資料からは、本件元議員が同条に規定される罪を犯し刑に処せられ当選無効となったという事実認定には至らなかった。

以上のことから、本件元議員及び同人の所属する会派に支給及び交付した議員報酬等は本件元議員の不当利得に当たらず、その返還を求めないことが財産の管理を怠る事実であるとする理由がないので、本件請求は棄却する。

7 監査の結果に基づく意見

本監査においては、当選から当選無効の告示に至る過程をつぶさに確認、検証し、法令等の規定に照らし合わせた上で結果を導き出したものであるが、今回の事案に対して、次のとおり意見を述べる。

公職選挙法第9条第2項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、

その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、同法第10条第1項第5号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定されている。

今回の事案では、本件元議員は「引き続き3箇月以上、柏市内に住所を有していなかったことから、本件選挙における被選挙権を有していたと認めることはできない」として、この住所要件の不備により当選無効となっているが、任期途中で議員の職を失うことは、その元議員に投票した市民の期待を裏切る結果につながる。

また、議会は地域住民の代表として多様な意見や価値観を調整しながら市の意思決定を行う場であるとともに、適正で効果的な行政運営が行われているかをチェックする役割がある。その役割を担う議員には、高い倫理観に加えて法令等の理解と遵守が不可欠である。しかしながら、今回の事案のように住所要件という基本的な法令規定を満たさないまま当選した議員が存在したことは、議員の資質に対して市民が疑念を抱くことになりかねず、誠に遺憾である。

そもそも前述の住所要件については、議員が市民の代表として活動するためには、地域の課題等を把握していることが必要であることから設けられているものと考ええる。

以上のことから、市議会議員選挙に立候補しようとする者は、一人一人が法令等を理解、遵守して、公正な政治活動及び選挙運動に努めることが強く求められる。

今後このような事案が繰り返されぬよう、市議会議員選挙に立候補しようとする者は法令等を遵守するとともに、全国で同様の事案が発生していることから、公職選挙法を所管する国において、選挙制度の公正性が担保されるような仕組み作りがさらに進んでいくことを切に願うものである。